

半 期 報 告 書

(第17期中) 自 令和3年4月1日
至 令和3年9月30日

東日本高速道路株式会社

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

第17期中 半期報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	5
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
4 【経営上の重要な契約等】	12
5 【研究開発活動】	12
第3 【設備の状況】	13
1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】	13
2 【道路資産】	14
第4 【提出会社の状況】	17
1 【株式等の状況】	17
2 【役員の状況】	18
第5 【経理の状況】	19
1 【中間連結財務諸表等】	20
2 【中間財務諸表等】	50
第6 【提出会社の参考情報】	63
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	64
第1 【保証会社情報】	64
第2 【保証会社以外の会社の情報】	64
1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】	64
2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】	68
3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】	69
第3 【指数等の情報】	71

中間監査報告書

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和3年12月24日

【中間会計期間】 第17期中(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

【会社名】 東日本高速道路株式会社

【英訳名】 East Nippon Expressway Company Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小 畠 徹

【本店の所在の場所】 東京都千代田区霞が関三丁目3番2号

【電話番号】 03-3506-0111(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員総務・経理本部経理財務部長 吉 見 秀 夫

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区霞が関三丁目3番2号

【電話番号】 03-3506-0111(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員総務・経理本部経理財務部長 吉 見 秀 夫

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第15期中	第16期中	第17期中	第15期	第16期
会計期間	自 平成31年 4月1日 至 令和元年 9月30日	自 令和2年 4月1日 至 令和2年 9月30日	自 令和3年 4月1日 至 令和3年 9月30日	自 平成31年 4月1日 至 令和2年 3月31日	自 令和2年 4月1日 至 令和3年 3月31日
営業収益 (百万円)	657,879	434,538	473,688	1,264,304	1,194,698
経常利益又は 経常損失(△) (百万円)	30,234	27,535	31,415	13,752	△2,533
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益 又は親会社株主に帰属する 当期純損失(△) (百万円)	22,250	18,156	23,848	9,972	△9,751
中間包括利益又は 包括利益 (百万円)	23,097	19,336	24,826	9,736	△6,226
純資産額 (百万円)	253,903	259,878	258,900	240,542	234,316
総資産額 (百万円)	1,199,197	1,432,982	1,461,037	1,287,936	1,355,022
1株当たり純資産額 (円)	2,418.12	2,475.03	2,465.71	2,290.88	2,231.58
1株当たり中間(当期)純利益金額 又は当期純損失金額(△) (円)	211.90	172.92	227.12	94.97	△92.87
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	21.1	18.1	17.7	18.6	17.2
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△157,177	△228,553	△92,999	△146,979	△11,835
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△832	△23,356	△21,731	△22,188	△47,454
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	77,894	293,088	169,142	109,633	96,833
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (百万円)	95,954	157,710	208,488	116,531	154,076
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕 (人)	15,227 〔2,262〕	15,445 〔1,910〕	15,539 〔1,628〕	15,230 〔2,466〕	15,360 〔2,176〕

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を第17期中間連結会計期間の期首から適用しており、第17期中間連結会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は〔 〕内に各期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第15期中	第16期中	第17期中	第15期	第16期
会計期間	自 平成31年 4月1日 至 令和元年 9月30日	自 令和2年 4月1日 至 令和2年 9月30日	自 令和3年 4月1日 至 令和3年 9月30日	自 平成31年 4月1日 至 令和2年 3月31日	自 令和2年 4月1日 至 令和3年 3月31日
営業収益 (百万円)	639,899	425,363	464,814	1,230,879	1,173,515
経常利益又は 経常損失(△) (百万円)	30,140	31,565	34,577	7,081	△4,299
中間(当期)純利益 又は当期純損失(△) (百万円)	22,553	21,780	26,875	5,828	△5,665
資本金 (百万円)	52,500	52,500	52,500	52,500	52,500
発行済株式総数 (千株)	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000
純資産額 (百万円)	218,557	223,645	222,850	201,817	196,213
総資産額 (百万円)	1,141,027	1,372,977	1,406,598	1,232,623	1,301,808
1株当たり純資産額 (円)	2,081.49	2,129.95	2,122.38	1,922.07	1,868.69
1株当たり中間(当期)純利益金額 又は当期純損失金額(△) (円)	214.79	207.43	255.96	55.50	△53.95
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	19.1	16.2	15.8	16.3	15.0
従業員数 (人)	2,351	2,427	2,475	2,335	2,396

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を第17期中間会計期間の期首から適用しており、第17期中間会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(令和3年9月30日現在)

セグメントの名称	従業員数(人)
高速道路事業	14,260
受託事業	[796]
道路休憩所事業	901
その他	[832]
全社(共通)	378
計	15,539
	[1,628]

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。
2. 高速道路事業及び受託事業、道路休憩所事業及びその他については、両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しております。
3. 全社(共通)には、特定のセグメントに区分できない経営企画、総務、人事等の部署に所属している従業員数を記載しております。

(2) 提出会社の状況

(令和3年9月30日現在)

セグメントの名称	従業員数(人)
高速道路事業	2,050
受託事業	
道路休憩所事業	47
その他	
全社(共通)	378
計	2,475

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であります。なお、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
2. 高速道路事業及び受託事業、道路休憩所事業及びその他については、両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しております。
3. 全社(共通)には、特定のセグメントに区分できない経営企画、総務、人事等の部署に所属している従業員数を記載しております。

(3) 労働組合の状況

労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当中間連結会計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等並びに当社グループの事業上及び財務上の優先的に対処すべき課題について、重要な変更はありません。また、新たに定めた経営方針・経営戦略等は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等若しくは新たに生じた事業上及び財務上の対処すべき課題もありません。

なお、当連結会計年度から令和7年度までの5年間を対象として、『NEXCO東日本グループ中期経営計画(令和3年度～令和7年度)』を開始しております。

2 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たに発生した「事業等のリスク」はありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

1 経営成績等の状況の概要

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当中間連結会計期間における日本の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況が続いており、持ち直しの動きを見せてはいるものの、今後も感染拡大防止と経済活性化を慎重にバランスさせていく状況が続くと想定されるため、急速な回復は厳しいと見込まれます。当社グループにおいても、外出自粛や経済活動の停滞により、高速道路事業においては交通量及び料金収入が、道路休憩所事業においてはサービスエリア(以下「SA」といいます。)、パーキングエリア(以下「PA」といいます。)の売上高が、それぞれ前事業年度は上回っているものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前である一昨年度の水準までは回復していません。

このような事業環境のなか、当社は、グループ一体経営を推進しつつ、経営方針である「お客さま第一」、「公正で透明な企業活動」、「終わりなき効率化の追求」、「チャレンジ精神の重視」及び「CSR経営の推進」を常に念頭に置きながら、10～20年程度先の長期の経営環境を見据えた中期経営計画(令和3年度～令和7年度)に基づき、この中期経営計画の5年間を「SDGsの達成に貢献し、新たな未来社会に向けて変革していく期間」と位置づけ、6つの基本方針(「安全・安心で自動運転等のイノベーションにも対応した快適な高速道路の実現」、「老朽化や災害に対する高速道路インフラの信頼性の飛躍的向上」、「高速道路の整備・強化と4車線化の推進によるネットワーク機能の充実」、「多様なお客さまのニーズを踏まえた使いやすさの追求」、「ポストコロナ時代におけるグループ全体の経営力の強化」、「新たな日常に対応した誰もが生き生きと働けるワークスタイルの実現」)のもと、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を施しつつ、着実に事業を実施してまいりました。

この結果、当中間連結会計期間の業績は、営業収益が473,688百万円(前年同期比9.0%増)、営業利益が29,764百万円(同15.1%増)、経常利益が31,415百万円(同14.0%増)となり、これに特別損益及び法人税等を加減した結果、親会社株主に帰属する中間純利益は23,848百万円(同31.3%増)となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を当中間連結会計期間の期首から適用しております。詳細については、後記「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 注記事項(会計方針の変更)」に記載しております。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

(高速道路事業)

高速道路事業においては、安全で快適な走行環境を確保するため、道路機能の向上、清掃や点検、道路の補修等の管理を適正かつ効率的に行うとともに、高速道路ネットワークの早期整備に向け高速道路の新設及び改築に取り組んできました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大時においても、様々な感染防止対策を講じながら、安全・安心を確保しつつ24時間365日の物流の確保に努めました。道路管制センターについては、機能を停止させることができない組織であるため、特に緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置に指定された地域では定期的なPCR検査の実施、厳重な社員間の接触削減、班編成の固定等の対策を行いました。また、事故や災害時の復旧作業、巡回業務や点検業務等必要

な水準を確実に維持するために、執務室の分離やテレビ会議による社員等の接触機会の減少等の対策を行いました。加えて、感染拡大防止の取組みとして、国土交通省からの依頼に基づく令和3年4月29日から令和3年10月31日までの休日割引の適用除外及びETC周遊割引「ドラ割」の新規申込受付の一時停止を実施しました。

近年頻発している自然災害に的確に対応し、「命の道」として、災害救助や被災地域の復興支援のために交通路を確保することは当社グループの大きな使命です。

令和3年7月2日から翌3日にかけての大雨では、横浜横須賀道路 逗子インターチェンジ(以下「IC」といいます。)ののり面が崩落する被害が発生しました。崩落した土砂が一般道と接続するランプに堆積しICが閉鎖となりましたが、令和3年7月4日に堆積土砂の一部を撤去し、緊急車両の交通路を確保しました。当該箇所においては崩落箇所ののり面上部に住宅地があり、住宅への影響を最小限にすべく慎重に施工を行う必要があるため、有識者による検討委員会においてものり面の復旧工法を検討しました。利用再開に向けては、住宅地側への安全対策及び崩落土砂等の撤去や防護柵の設置等お客さまが安全にご利用いただける対策を実施し、令和3年9月30日に逗子ICの利用を再開しました。

激甚化する災害への対応として、関係機関との災害時の協力協定を締結しています。令和3年7月7日には東日本電信電話(株)と、令和3年10月1日には(株)NTTドコモと発災時に双方が管理する設備の被害状況及び復旧状況に関する情報の提供や設備の復旧に向けた相互協力をい被災地域における双方の活動の最大化を図ることを目的として、それぞれ災害発生時の連携に関する協定を締結しました。

また、令和3年7月15日にKNT-CTホールディングス(株)と、発災時に滞留車両等に取り残されたお客さまと現地への応援派遣者等に対する宿泊施設の手配等を円滑かつ迅速に行うことを目的として、災害時における宿泊施設確保等の協力に関する協定を締結しました。

安全・安心を次の世代へ引き継ぐため、インフラ老朽化への対策として実施する大規模更新・修繕事業(高速道路リニューアルプロジェクト)については、平成27年度より事業に着手し、引き続き同事業の推進に向け、必要な各種調査・設計を進めるとともに工事を計画的に進めております。加えて、道路構造物の劣化に多大な影響を与え、重大な交通事故を惹起するおそれのある車両制限令違反車両に対しては、取締を強化するとともに、大口・多頻度割引停止措置や車両重量自動計測装置の整備を進めています。

さらに、高速道路の長期的な「安全・安心」の確保のため、ICTやロボティクス等最新技術を活用した次世代インフラ総合マネジメントシステム「スマートメンテナンスハイウェイ(以下「SMH」といいます。)プロジェクト」については、令和2年6月より技術開発から全社的な第1期運用の段階へ移行しました。点検データの統計・分析にビジネスインテリジェンスツールを活用することで、保全計画検討における意思決定プロセスを標準化し、生産性の向上を図るとともに、各種SMH開発ツールを定着させてまいります。また、高速道路上(屋外)の事故や落下物等の事象を早期発見及び迅速な対応を行うことを目的に、交通監視カメラ映像から事象を自動検知する技術の開発・実証を進め、安全性の向上を目指します。

交通事故削減に向けては、高速道路での逆走事故ゼロを目指し、統一的な逆走防止のハード対策を進めたほか、ソフト対策を継続的に実施するとともに、企業等から公募した逆走検知や抑制に係る技術の中で有効な技術を活用しながら更なる安全対策を図ってまいります。加えて、対面通行区間における反対車線への飛出し・正面衝突事故の防止対策として設置を行ってきたワイヤロープについては、土工部、中小橋梁を中心に順次展開を図るとともに、トンネル・長大橋梁については、公募による選定技術(センターパイプ、センターブロック)の現地試行を行い、正面衝突事故防止対策としての有効性、適用性の検証を進めてまいります。

高速道路の利便性向上のため、ETCを活用した時間帯割引、ETCマイレージサービスを継続実施し、地域の観光振興を目的としたETC周遊割引「ドラ割」を新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を考慮のうえ販売しました。このほか、福島第一原子力発電所事故により警戒区域等から避難されている方を対象として平成23年6月から国の施策に基づき開始した高速道路の無料措置(注1)を当中間連結会計期間においても継続するとともに、福島第一原子力発電所事故による母子避難者等を対象とした高速道路の無料措置(注2)についても継続しました。

また、令和2年12月17日に公表したETC専用化等にむけたロードマップを踏まえ、一部の料金所でのETC専用化の試行等に必要な検討・準備を進めています。

令和2年9月25日に発表された社会資本整備審議会国土幹線道路部会の「『持続可能な国土幹線道路システムの構築に向けた取組』中間とりまとめ」において、「自動運転時代、ポストコロナ時代の高速道路の将来像の具体化とロードマップの作成」が示されたことを踏まえ、将来の自動車交通の更なる発展をけん引していくべく、当社が目指す高度なモビリティサービス提供の方向性を『自動運転社会の実現を加速させる次世代高速道路の目指す姿

(構想)』(以下「構想」といいます。)としてとりまとめ、令和3年4月28日に記者発表しました。その後、令和3年7月26日の第51回国土幹線道路部会で発表された「中間答申(案)」の中で、当社が策定した構想が紹介されました。今後は、構想とともに目標実現のため設定した重点的に取り組むべき「31の重点プロジェクト」を中心に、引き続き、国内外の最新技術動向や関連業界の社会情勢を把握しつつ、適宜、必要な見直しを行いながら、継続的に検討を進め、スピード感を持って各事業の推進に取り組んでまいります。

高速道路の新設事業については、ミッシングリンク解消に向けた道路整備、首都圏ネットワークを形成する環状道路の整備等を約85kmの区間で実施し、4車線化拡幅等事業については、首都圏中央連絡自動車道(久喜白岡ジャンクション(以下「JCT」といいます。))～大栄JCT)等約243kmの区間において実施しました。また、令和3年6月13日に常磐自動車道(いわき四倉IC～広野IC)の一部区間約4kmが開通し、平成28年より進めてきた、いわき中央IC～広野ICの4車線化事業が完成しました。加えて、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)に帰属する道路資産に係る事業費の一部を無利子貸付金として補助する制度によるスマートIC新設等については、23箇所で開催しました。

東京外かく環状道路(関越～東名)の新設事業では、令和2年10月に工事現場付近での地表面陥没が発生し、その後の調査により、地中の空洞を確認しました。この件に関し、東京外環トンネル施工等検討委員会識者委員会が令和3年3月に陥没・空洞の推定メカニズムや再発防止対策等を内容とする報告書を取りまとめ、それに基づき、トンネル坑内から調査を実施し、補修等の措置が必要となる範囲を特定しました。現在、地盤補修範囲の土地・家屋等を対象として、仮移転または事業者による買取等のご相談をさせていただきながら、地盤補修工事の施工方法等の検討を行っております。実際に発生した損害に係る原状回復及び補償についても引き続き真摯に対応してまいります。

当中間連結会計期間の高速道路事業における営業収益は453,230百万円(前年同期比14.7%増)、営業費用は422,355百万円(同15.4%増)となりました。以上の結果、営業利益は30,874百万円(同6.3%増)となりました。

- (注) 1. 福島第一原子力発電所事故により国として避難を指示又は勧奨している区域等から避難されている方を対象とした生活再建に向けた一時帰宅等の移動の支援を目的として実施している無料措置をいいます。この無料措置は特定のICを入口又は出口とする走行に対して適用され、令和4年3月31日までの予定で継続されております。
2. 福島第一原子力発電所事故により警戒区域等を除く福島県浜通り・中通り等の対象地域から避難して二重生活を強いられている母子等及び対象地域内に残る父親等を対象とした生活支援を目的として実施している無料措置をいいます。この無料措置は母子等避難先の最寄りICと父親等居住地の最寄りIC間の走行に対して適用され、令和4年3月31日までの予定で継続されております。

(受託事業)

受託事業においては、国及び地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等で経済性、効率性等から当社が行う事業と一体として実施することが適当と認められる工事等について、事業を推進してきました。

当中間連結会計期間の受託事業における営業収益は10,525百万円(前年同期比64.3%減)、営業費用は10,571百万円(同64.2%減)となりました。以上の結果、営業損失は45百万円(前年同期は営業損失78百万円)となりました。

(道路休憩所事業)

道路休憩所事業においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対し、商業施設内の感染防止対策に徹底して取り組むとともに、お客さまへのサービス・利便性の向上のためSA・PAのリニューアルについて、令和3年度内に21店舗を計画しており、9月末時点で8店舗が完了し、残る13店舗についても年度内のオープンに向けて計画的に進めてまいります。

当中間連結会計期間の道路休憩所事業における営業収益は11,676百万円(前年同期比5.0%増)、営業費用は13,099百万円(同8.2%減)となりました。以上の結果、営業損失は1,423百万円(前年同期は営業損失3,161百万円)となりました。

(その他)

その他の事業においては、新規事業開発、海外事業等を推進しています。

新規事業開発においては、更なるオープンイノベーションを促進し、新たな技術やサービスアイデア等を持つ会社とともに技術・ビジネスモデルを検証しながら、次世代の高速道路サービスの実現や地域の活性化、社会課題の解決に資する事業を創出するため、令和3年7月1日に「ドラぶらイノベーションラボ」を立ち上げました。また、新たな事業領域への展開、新たな技術や成長分野を踏まえたサービスの開発・拡充を図るため、ビッグデータやAI等、先端技術の利活用に関する調査検討や実用化に向けた実証実験を実施しました。

海外事業においては、他社と共同でインドの有料道路運営事業へ参画しております。また、高速道路事業を通じて蓄積された技術とノウハウを活用し、海外道路事業へのアドバイザー事業を行っております。このほか、インドでの路面調査業務を本格的に開始すべく、インド現地法人(E-NEXCO INDIA PRIVATE LIMITED)とともに、ひび割れ、わだち掘れ等を的確に把握できる路面性状測定車「E-NEXCO Eye」の導入準備を進めております。

当中間連結会計期間のその他事業における営業収益は2,046百万円(前年同期比 24.7%増)、営業費用は1,710百万円(同7.3%増)となりました。以上の結果、営業利益は336百万円(同607.4%増、なお前年同期は営業利益47百万円)となりました。

当中間連結会計期間末の総資産は、1,461,037百万円(前連結会計年度末比106,015百万円増)、負債は、1,202,137百万円(同81,431百万円増)、純資産は、258,900百万円(同24,583百万円増)となりました。自己資本比率は、前連結会計年度末に比べ0.5ポイント増加し、17.7%となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前中間純利益31,085百万円に加え、減価償却費17,033百万円等の資金増加要因があった一方、首都圏中央連絡自動車道等の仕掛道路資産の増加等による棚卸資産の増加額83,960百万円、工事等未払の減等による仕入債務の減少額94,021百万円等の資金減少要因があったことから、営業活動によるキャッシュ・フローは92,999百万円の資金支出(前年同期比135,553百万円減)となりました。

なお、上記棚卸資産の増加額のうち79,762百万円は、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)(以下「特措法」といいます。)第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の増加によるものであります。かかる資産は、中間連結貸借対照表上は「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上され、その建設には財務活動の結果得られた資金を充てております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

料金收受機械、ETC装置及び社内システムのソフトウェア等の設備投資による支出21,484百万円等があったことから、投資活動によるキャッシュ・フローは21,731百万円の資金支出(前年同期比1,624百万円減)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

一般国道468号(横浜横須賀道路)における道路資産帰属計画に基づく機構への道路資産の帰属及び常磐自動車道(いわき四倉IC～広野IC)の一部区間における4車線化の開通等による債務引受けにより、道路建設関係社債の償還による支出90,000百万円及び長期借入金の返済による支出30,112百万円(独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)(以下「機構法」といいます。)第15条第1項による債務引受額に相当します。)等があった一方、道路建設事業費として道路建設関係社債の発行による収入229,430百万円、長期借入れによる収入60,789百万円等があったことから、財務活動によるキャッシュ・フローは169,142百万円の資金収入(前年同期比123,946百万円減)となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は、208,488百万円(前年同期末比50,777百万円増)となりました。

(3) 生産、受注及び販売の実績

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため、生産、受注及び販売の実績については、前記「(1) 財政状態及び経営成績の状況」においてセグメン

ト別の業績に関連付けて記載しております。

2 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、当半期報告書提出日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意ください。

(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況等の状況に重要な影響を与える要因について

① 高速道路事業の特性について

高速道路事業においては、高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定により機構と平成18年3月31日付けで締結した「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」(以下「協定」といいます。)並びに特措法第3条第1項の規定による同日付けの事業許可に基づき、機構から道路資産を借り受けたうえ、道路利用者より料金を収受、かかる料金収入を機構への道路資産賃借料及び当社が負担する管理費用の支払いに充てております。

かかる協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社の収受する料金には当社の利潤を含めないことが前提とされております。なお、各会計年度においては、料金収入や管理費用等の実績と当初計画との乖離等により利益又は損失が生じる場合があり、かかる利益は、高速道路事業における将来の経済情勢の変動や自然災害等のリスクに備え、積み立てることとしております。

また、高速道路事業においては、冬期における交通確保のための雪氷対策や維持修繕関係の工事が下半期に完成することが多いこと等から、上半期よりも下半期に費用がより多く計上される傾向にあります。他方、夏期の好天や長期休暇が多いこと等に伴い、料金収入は上半期のほうがより多い傾向にあります。

(注) 高速道路事業の管理費用等には、高速道路の安全な交通を確保するため、自治体等が管理する高速道路を跨ぐ道路(跨道橋)のうち、ロックンブール橋脚の橋梁に対する耐震対策事業が含まれており、当該事業は営業収益を計上しないため高速道路事業の利益剰余金を原資とした「跨道橋耐震対策積立金」等を活用しております。

② 機構による債務引受け等について

当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところでありますが、機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

特措法第51条第2項ないし第4項の規定により道路資産が機構に帰属する場合、損益計算書においては当該資産及びそれに見合う債務に相当する額が、営業収益及び営業費用に同額計上されます。そのため、当会計年度中の当該資産及びそれに見合う債務の多寡に応じて、営業収益及び営業費用の額が同額で変動いたします。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を原則として弁済期日が到来する順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは併存的債務引受けの方法によること等、債務引受けの実際の運用について確認しております。なお、高速道路の更新事業に係る財政融資資金借入金債務の引渡しについては、特例として利息据置期限を弁済期日とみなして取り扱います。

なお、高速道路に係る道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の中間連結財務諸表ないし中間財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務(財政融資資金借入金債務を除く)について、当社は引き続き機構と連帯してその弁済の責めを負うこととされており、かかる債務の履行に関する主たる取扱いは機構が行うこととなります。

また、日本道路公団の民営化に伴い当社、機構、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱が承継した日本道路公団の債務の一部について、当社と、機構、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱との間に、連帯債務関係が生じております(日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)(以下「民営化関係法施行法」

といたします。)第16条)。

(2) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの中間連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。かかる中間連結財務諸表の作成に際しては、中間連結会計期間末における資産、負債及び中間連結会計期間における収益、費用の金額並びに開示に影響を与える事項についての見積りを行う必要があります。当該見積りについては、過去の実績や現在の状況に応じ、考えられる様々な要因に基づき合理的に判断を行い、継続して評価を行っておりますが、見積り特有の不確実性が存在するため、実際の結果はこれら見積りと異なる場合があります。

当社グループの中間連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 注記事項 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が、当社グループの中間連結財務諸表においては重要であると考えております。

① 仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社グループの中間連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上されますが、かかる資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費、人件費のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額となります。なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは上記建設価額に算入しております。

なお、上記「(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況等の状況に重要な影響を与える要因について ②機構による債務引受け等について」に記載のとおり、かかる資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき道路資産として機構に帰属すると同時に、協定に基づき当社が機構から借り受けることとなりますが、かかる借受けについてはオペレーティング・リースとして処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの中間連結財務諸表には計上されないこととなります。

② 重要な収益及び費用の計上基準

(高速道路事業)

料金収入は、顧客が当社の管理する道路を通行した時点で収益を認識しております。なお、ETCマイレージサービス制度に係る将来の無料走行に使用できるポイント等を付与した場合、当該ポイント等にて追加のサービスを顧客に提供したものと、将来、当該サービスが顧客に移転した時に履行義務が充足するものとして収益を認識しております。道路資産完成高は、高速道路事業等会計規則(平成17年国土交通省令第65号)に基づき、仕掛道路資産を機構に引き渡した時点で収益を認識しております。

(受託事業)

主として、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。ただし、契約における取引開始日から履行義務の全部を充足すると見込まれる時点までの期間が短い等、重要性が乏しい場合は、引渡し時点において履行義務が充足されたものとして収益を認識しております。

(道路休憩所事業)

道路休憩所事業収入は、主に高速道路のSA等における商業施設及び敷地を賃貸しており、通常の賃貸借取引に係る方法により収益を認識しております。

③ 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率等が含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積りについては、後記「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 注記事項 追加情報」及び「第5 経理の状況 2 中間財務諸表等 (1) 中間財

務諸表 注記事項 追加情報」に記載しております。

(3) 財政状態及び経営成績の分析

①財政状態の分析

当中間連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ106,015百万円増加し、1,461,037百万円となりました。仕掛道路資産が増加したことが主な要因であります。

負債は、前連結会計年度末に比べ81,431百万円増加し、1,202,137百万円となりました。道路建設関係社債及び道路建設関係長期借入金が増加したことが主な要因であります。

純資産は、前連結会計年度末に比べ24,583百万円増加し、258,900百万円となりました。親会社株主に帰属する中間純利益の計上による利益剰余金の増加が主な要因であります。

自己資本比率は、前連結会計年度末に比べ0.5ポイント増加し、17.7%となりました。

②経営成績の分析

(ア) 営業収益

当中間連結会計期間における営業収益は、合計で473,688百万円(前年同期比9.0%増)となりました。高速道路事業については、前年度の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴う通行台数減からの反動増により料金収入が370,130百万円(同7.3%増)、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、機構に帰属した道路資産の額が80,009百万円(同70.7%増)となったこと等により、営業収益は453,230百万円(同14.7%増)となりました。受託事業については、国及び地方公共団体の委託に基づく工事が減少したこと等により10,525百万円(同64.3%減)、道路休憩所事業については、前年度の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴う減収からの反動増により11,676百万円(同5.0%増)、その他については、連結子会社の外販増等により2,046百万円(同24.7%増)となりました。

(イ) 営業利益

当中間連結会計期間における営業費用は、合計で443,923百万円(前年同期比8.6%増)となりました。高速道路事業については、機構に帰属した道路資産の額の増加に伴い売上原価が増加したこと等により422,355百万円(同15.4%増)となり、受託事業については、国及び地方公共団体の委託に基づく工事が減少したこと等により10,571百万円(同64.2%減)、道路休憩所事業については、販売費及び一般管理費等の削減等により13,099百万円(同8.2%減)、その他については、連結子会社の外販増等により1,710百万円(同7.3%増)となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間における営業利益は合計で29,764百万円(同15.1%増)となりました。その内訳は、高速道路事業が営業利益30,874百万円(同6.3%増)、受託事業が営業損失45百万円(前年同期は営業損失78百万円)、道路休憩所事業が営業損失1,423百万円(前年同期は営業損失3,161百万円)、その他が営業利益336百万円(同607.4%増、なお前年同期は営業利益47百万円)であります。

(ウ) 営業外損益

当中間連結会計期間の営業外収益は、持分法による投資利益755百万円、土地物件貸付料250百万円等の計上により1,734百万円(前年同期比0.8%減)、営業外費用は控除対象外消費税42百万円等により83百万円(同35.3%増)となりました。

(エ) 経常利益

以上の結果、当中間連結会計期間の経常利益は31,415百万円(前年同期比14.0%増)となりました。

(オ) 特別損益

特別利益は固定資産売却益30百万円の計上により31百万円(前年同期比170.2%増、なお前年同期は特別利益11百万円)となりました。

特別損失は固定資産除却損342百万円等の計上により361百万円(同34.9%減)となりました。

(カ) 親会社株主に帰属する中間純利益

法人税等を控除した親会社株主に帰属する中間純利益は23,848百万円(前年同期比31.3%増)となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性について

① 資本の財源

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況及び分析については、前記「1 経営成績等の状況の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達は、料金の収受等の営業活動のほか、道路建設関係社債の発行及び金融機関等からの借入れを通じて実施いたします。

② 資金需要の主な内容

機構との協定に基づき、お客さまからいただく高速道路料金収入から、機構が保有する債務の返済に充てる道路資産賃借料の支払い及び高速道路の維持管理を行います。

また、道路建設関係社債の発行及び金融機関等からの借入れにより、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる道路資産に係る投資を行います。

(上記のうち投資事業に係る資産及び設備の概要については後記「第3 設備の状況」に記載しております。)

③ 資金調達について

前記②のとおり、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる道路資産に係る投資については、道路建設関係社債の発行及び金融機関等からの借入れにより賄っています。

資金の調達においては低利かつ安定的な調達を目指し、社債の発行及び金融機関等からの借入金による調達バランスの最適化を図っております。

4 【経営上の重要な契約等】

(機構と締結する協定について)

当社及び機構は、高速道路株式会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した協定について、北関東自動車道笠間PAスマートICの事業追加等に伴い令和3年7月21日付けで一部を変更しており、令和3年度以降の計画収入、計画管理費及び貸付料並びに新設・改築費、修繕費に係る債務引受限度額がそれぞれ変更されております。

5 【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、高速道路事業に係る技術開発を中心に行っております。かかる技術開発の重点テーマは、「災害に強く、救援につながる高速道路」、「予防保全型メンテナンスの実現」、「交通事故ゼロへの挑戦」、「スマート工事管理」、「スマート道路管理」、「雪氷対策の高度化」、「多様なニーズに応える情報提供」、「工事規制をより短く、より少なく」及び「203X 未来へつながる高速道路イノベーション」であり、当中間連結会計期間の研究開発費の総額は、1,256百万円であります。

また、当社、中日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)の3社は、①3社共通の技術課題への対応、②集約による技術力の確保と向上、③人的資産を含む技術資産の活用を図るため、(株)高速道路総合技術研究所(持分法適用関連会社)に3社の調査・研究開発に関する業務を委託しております。

第3 【設備の状況】

当社の行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の中間連結財務諸表及び中間財務諸表において「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が日本道路公団から承継した道路資産と併せ、協定に基づき当社が機構から借り受けます(以下、本「第3 設備の状況」において、かかる機構から当社が借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます。)。借受道路資産は、オペレーティング・リースとして処理し、当社の資産としては計上されておりません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は当社の設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1) 主要な設備の状況

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設について次のとおり変更しております。

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金 調達方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
当社 玉川料金所他	東京都 世田谷区他	高速道路 事業	料金所設備等 (ETC等)	167,113	4,733	自己資金	令和3年 4月	令和8年 3月
当社 京葉市川PA (上り線) 他3箇所	千葉県 市川市他	道路休憩所 事業	営業用建物	4,908	195	自己資金	令和2年 4月	令和9年 3月

なお、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

2 【道路資産】

(1) 主要な道路資産の状況

当社グループは、当中間連結会計期間において、高速自動車国道常磐自動車道等、総額159,738百万円の道路資産の新設、改築及び修繕等を行いました。

当中間連結会計期間において機構に帰属し借受道路資産及び機構の建設仮勘定となった仕掛道路資産は、総額80,009百万円であり、その内訳は下記のとおりであります。

路線・区間等		帰属時期 (注) 1	道路資産価額 (百万円) (注) 2
高速自動車国道常磐自動車道	福島県いわき市好間町から福島県双葉郡広野町まで	令和3年6月	18,241
一般国道468号(横浜横須賀道路)	神奈川県横浜市金沢区釜利谷町から神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目まで	令和3年9月	18,545
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等	修繕	令和3年6月及び9月	41,678
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等	災害復旧	令和3年9月	527
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等	特定更新等工事	令和3年6月及び9月	1,016
合計		—	80,009

(注) 1. 仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産及び機構の建設仮勘定となった時期を記載しております。

2. 道路資産価額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 道路資産の建設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した当社グループの道路資産に係る重要な建設について、次のとおり変更しております。

路線	建設予定金額		着手及び完了予定	
	総額 (百万円) (注) 2	既支払額 (百万円) (注) 3	着手 (注) 4	完了 (注) 5
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線	64,575	27 [63,282]	平成5年12月	令和8年3月
高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線及び黒松内北見線	476,163	7,200 [322,003]	昭和63年12月	令和13年3月
高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線及び八戸線	86,786	5,982 [54,974]	平成6年9月	令和13年3月
高速自動車国道東北横断自動車道釜石秋田線、酒田線及びいわき新潟線	183,785	192 [31,298]	平成5年12月	令和13年3月
高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道	20,695	482 [20,464]	平成5年12月	令和9年3月
高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線	135,036	16,809 [109,515]	平成5年12月	令和9年3月
高速自動車国道関越自動車道新潟線及び上越線	1,319,799	285,414 [131,816]	昭和62年1月	令和13年3月
高速自動車国道常磐自動車道	413,717	6,106 [319,475]	平成5年12月	令和13年3月
高速自動車国道東関東自動車道千葉富津線及び水戸線	1,121,205	27,571 [880,519]	平成5年12月	令和13年3月
高速自動車国道北関東自動車道	242,859	1,060 [236,939]	平成10年1月	令和9年3月
高速自動車国道北陸自動車道	14,834	23 [9,784]	平成14年4月	令和8年3月
高速自動車国道中央自動車道長野線	2,134	218 [-]	平成18年9月	令和5年3月
一般国道13号(米沢南陽道路)	3,031	0 [243]	平成27年4月	令和9年3月
一般国道14号及び16号(京葉道路)	26,169	5,308 [15,064]	平成7年3月	令和9年3月
一般国道47号(仙台北部道路)	31,095	16 [6,095]	平成21年9月	令和13年3月
一般国道126号(千葉東金道路)	25,050	1,071 [262]	平成12年7月	令和9年3月
一般国道127号(富津館山道路)	1,238	- [167]	平成14年9月	令和8年3月
一般国道468号(東京湾横断・木更津東金道路)	51,691	1,770 [49,428]	平成18年4月	令和4年3月
一般国道466号(第三京浜道路)	11,710	631 [-]	昭和63年1月	令和8年3月
一般国道16号及び468号(横浜横須賀道路)	408,690	89,985 [41,254]	平成3年12月	令和8年3月
一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)	796,063	74,568 [166,645]	昭和61年12月	令和8年3月

路線	建設予定金額		着手及び完了予定	
	総額 (百万円) (注) 2	既支払額 (百万円) (注) 3	着手 (注) 4	完了 (注) 5
一般国道 6 号(仙台東部道路)	15,891	599 [13,427]	平成24年 2 月	令和 4 年 3 月
一般国道 4 号(東埼玉道路)	17,809	65 [—]	令和10年 4 月	令和12年 3 月

- (注) 1. 協定に基づく高速道路の新設又は改築により建設する仕掛道路資産について記載しております。
2. 総額は、協定に定める債務引受限度額から消費税等を除いた金額を記載しております。なお、当該金額には、仕掛道路資産に係る建設中利息及び一般管理費相当額が含まれております。
3. 当中間連結会計期間末時点において既に機構に帰属した道路資産の額を[]で外書きしております。
4. 当社設立が平成17年10月 1 日であるため、設立以前に道路公団が着手した時期を記載しているものがあります。
5. 道路資産の機構への帰属に際しては所定の手続を経る必要があり、当該手続を終了した道路資産は順次機構に帰属することとなるため、完了時期は機構帰属時期と必ずしも一致しません。
6. 所要資金は、社債及び借入金により調達する予定です。

上記のほか、当連結会計年度以降の 5 連結会計年度において、前事業年度の有価証券報告書に記載した高速道路の修繕に係る工事、特定更新等工事、災害発生時における災害復旧に要する費用については、変更はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	420,000,000
計	420,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (令和3年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (令和3年12月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	105,000,000	105,000,000	非上場	株主としての権利内容に何ら制限のない株式 単元株式数は、100株であります。
計	105,000,000	105,000,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
令和3年4月1日～ 令和3年9月30日	—	105,000,000	—	52,500	—	52,500

(5) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	(令和3年9月30日現在)
			発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	105,000,000	100.00
計	—	105,000,000	100.00

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(令和3年9月30日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 105,000,000	1,050,000	株主としての権利内容に何ら制限のない株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	105,000,000	—	—
総株主の議決権	—	1,050,000	—

② 【自己株式等】

(令和3年9月30日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【役員 の 状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までにおいて役員の変動はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」(平成17年国土交通省令第65号)により作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(令和3年4月1日から令和3年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(令和3年4月1日から令和3年9月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和3年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	109,088	83,001
高速道路事業営業未収入金	128,849	89,053
未収入金	19,962	1,879
有価証券	44,997	125,496
仕掛道路資産	621,263	701,025
その他の棚卸資産	5,533	9,741
その他	77,705	100,579
貸倒引当金	△5	△8
流動資産合計	1,007,395	1,110,769
固定資産		
有形固定資産		
機械及び装置（純額）	68,590	67,040
土地	86,068	86,069
その他（純額）	125,231	127,079
有形固定資産合計	※1 279,891	※1 280,188
無形固定資産	22,387	23,575
投資その他の資産		
投資その他の資産	43,939	44,789
貸倒引当金	△55	△59
投資その他の資産合計	43,883	44,730
固定資産合計	346,162	348,494
繰延資産	1,464	1,773
資産合計	※2 1,355,022	※2 1,461,037

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和3年9月30日)
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	151,901	61,501
1年内返済予定の長期借入金	112	939
未払金	46,117	33,287
未払法人税等	2,059	8,104
引当金	6,895	7,206
その他	32,443	49,682
流動負債合計	239,529	160,721
固定負債		
道路建設関係社債	※2 620,000	※2 760,000
道路建設関係長期借入金	110,967	140,816
長期借入金	50,000	50,000
ETCマイレージサービス引当金	8,371	—
その他の引当金	699	136
退職給付に係る負債	71,821	71,127
負ののれん	2,115	1,956
その他	17,201	17,377
固定負債合計	881,176	1,041,415
負債合計	1,120,706	1,202,137
純資産の部		
株主資本		
資本金	52,500	52,500
資本剰余金	58,793	58,793
利益剰余金	133,168	156,774
株主資本合計	244,462	268,068
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	6	18
繰延ヘッジ損益	23	9
為替換算調整勘定	△3	△3
退職給付に係る調整累計額	△10,172	△9,191
その他の包括利益累計額合計	△10,146	△9,168
純資産合計	234,316	258,900
負債純資産合計	1,355,022	1,461,037

② 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
営業収益	434,538	473,688
営業費用		
道路資産賃借料	214,067	244,546
高速道路等事業管理費及び売上原価	155,691	175,368
販売費及び一般管理費	※1 38,932	※1 24,009
営業費用合計	408,690	443,923
営業利益	25,848	29,764
営業外収益		
受取利息	31	13
土地物件貸付料	243	250
持分法による投資利益	621	755
負ののれん償却額	159	159
その他	693	556
営業外収益合計	1,749	1,734
営業外費用		
支払利息	10	9
損害賠償金	7	22
控除対象外消費税	33	42
その他	10	9
営業外費用合計	62	83
経常利益	27,535	31,415
特別利益		
固定資産売却益	※2 11	※2 30
その他	—	1
特別利益合計	11	31
特別損失		
固定資産除却損	※3 95	※3 342
減損損失	※4 95	—
投資有価証券評価損	357	—
その他	7	19
特別損失合計	555	361
税金等調整前中間純利益	26,991	31,085
法人税、住民税及び事業税	9,443	7,330
法人税等調整額	△609	△93
法人税等合計	8,834	7,237
中間純利益	18,156	23,848
親会社株主に帰属する中間純利益	18,156	23,848

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
中間純利益	18,156	23,848
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	48	2
繰延ヘッジ損益	△28	△14
為替換算調整勘定	△0	△0
退職給付に係る調整額	1,161	982
持分法適用会社に対する持分相当額	△1	8
その他の包括利益合計	1,179	978
中間包括利益	19,336	24,826
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	19,336	24,826
非支配株主に係る中間包括利益	—	—

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算調 整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	52,500	58,793	142,920	254,214	△92	18	△5	△13,592	△13,672	240,542
当中間期変動額										
親会社株主に帰属 する中間純利益			18,156	18,156						18,156
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)					43	△28	△0	1,164	1,179	1,179
当中間期変動額合計	—	—	18,156	18,156	43	△28	△0	1,164	1,179	19,336
当中間期末残高	52,500	58,793	161,077	272,371	△49	△10	△5	△12,427	△12,492	259,878

当中間連結会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算調 整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	52,500	58,793	133,168	244,462	6	23	△3	△10,172	△10,146	234,316
会計方針の変更による 累積的影響額			△242	△242						△242
会計方針の変更を反映した 当期首残高	52,500	58,793	132,926	244,220	6	23	△3	△10,172	△10,146	234,074
当中間期変動額										
親会社株主に帰属 する中間純利益			23,848	23,848						23,848
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)					11	△14	△0	981	978	978
当中間期変動額合計	—	—	23,848	23,848	11	△14	△0	981	978	24,826
当中間期末残高	52,500	58,793	156,774	268,068	18	9	△3	△9,191	△9,168	258,900

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	26,991	31,085
減価償却費	15,084	17,033
減損損失	95	—
持分法による投資損益 (△は益)	△621	△755
賞与引当金の増減額 (△は減少)	303	310
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△52	6
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	412	272
受取利息及び受取配当金	△43	△25
支払利息	515	659
固定資産売却損益 (△は益)	△11	△27
固定資産除却損	247	463
売上債権の増減額 (△は増加)	△24,843	56,259
棚卸資産の増減額 (△は増加)	※2 △116,430	※2 △83,960
仕入債務の増減額 (△は減少)	△156,478	△94,021
未払又は未収消費税等の増減額	41,455	△4,892
仮払消費税等の増減額 (△は増加)	△480	△3,563
その他	△11,455	△11,107
小計	△225,312	△92,261
利息及び配当金の受取額	120	243
利息の支払額	△412	△618
法人税等の還付額	17	1,628
法人税等の支払額	△2,966	△1,991
営業活動によるキャッシュ・フロー	△228,553	△92,999
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△22,358	△21,484
固定資産の売却による収入	21	36
関係会社株式の取得による支出	△569	—
その他	△448	△283
投資活動によるキャッシュ・フロー	△23,356	△21,731
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	457	7,313
短期借入金の返済による支出	※2 △1,124	※2 △7,313
長期借入れによる収入	120,445	60,789
長期借入金の返済による支出	※2 △15,328	※2 △30,112
道路建設関係社債発行による収入	219,451	229,430
道路建設関係社債償還による支出	※2 △30,000	※2 △90,000
その他	△812	△964
財務活動によるキャッシュ・フロー	293,088	169,142
現金及び現金同等物に係る換算差額	△0	0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	41,179	54,411
現金及び現金同等物の期首残高	116,531	154,076
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 157,710	※1 208,488

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 24社

連結子会社の名称

(株)ネクスコ・トール東北
(株)ネクスコ・トール関東
(株)ネクスコ・トール北関東
(株)ネクスコ・エンジニアリング北海道
(株)ネクスコ・エンジニアリング東北
(株)ネクスコ東日本エンジニアリング
(株)ネクスコ・エンジニアリング新潟
(株)ネクスコ・メンテナンス北海道
(株)ネクスコ・メンテナンス東北
(株)ネクスコ・メンテナンス関東
(株)ネクスコ・メンテナンス新潟
(株)ネクスコ・パトロール東北
(株)ネクスコ・パトロール関東
(株)ネクスコ・サポート北海道
(株)ネクスコ・サポート新潟
(株)ネクスコ東日本トラスティ
(株)関東エアークリーン
ネクセリア東日本(株)
(株)ネクスコ東日本リテイル
(株)ネクスコ東日本ロジテム
(株)ネクスコ東日本エアサポート
(株)ネクセリア・シティフード
(株)ネクスコ東日本イノベーション&コミュニケーションズ
E-NEXCO INDIA PRIVATE LIMITED

2 持分法の適用に関する事項

すべての関連会社に持分法を適用しております。

持分法適用の関連会社数 7社

会社等の名称

東京湾横断道路(株)
(株)NEXCOシステムズ
(株)高速道路総合技術研究所
ハイウェイ・トール・システム(株)
(株)NEXCO保険サービス
東北高速道路ターミナル(株)
日本高速道路インターナショナル(株)

3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は、9月30日であり、中間連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております)

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

②棚卸資産

仕掛道路資産

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

商品・原材料・貯蔵品等

最終仕入原価法等による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7年～50年

構築物 10年～60年

機械及び装置 5年～17年

なお、当社が日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しております。

③役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間連結会計期間末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理しております。

③小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は次のとおりであります。

①高速道路事業

高速道路事業においては、高速道路の新設、改築、修繕、災害復旧及びその他の管理等を行っております。

料金収入は、顧客が当社の管理する道路を通行した時点で収益を認識しております。なお、ETCマイレージサービス制度に係る将来の無料走行に使用できるポイント等を付与した場合、当該ポイント等にて追加のサービスを顧客に提供したのものと、将来、当該サービスが顧客に移転した時に履行義務が充足するものとして収益を認識しております。道路資産完成高は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した時点で収益を認識しております。

②受託事業

受託事業においては、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他委託に基づく事業を行っております。主として、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。ただし、契約における取引開始日から履行義務の全部を充足すると見込まれる時点までの期間が短い等、重要性が乏しい場合は、引渡し時点において履行義務が充足されたものとして収益を認識しております。

③道路休憩所事業

道路休憩所事業においては、高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等を行っております。道路休憩所事業収入は、主に高速道路のSA等における商業施設及び敷地を賃貸しており、通常の賃貸借取引に係る方法により収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

また、外貨建有価証券(その他有価証券)は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は全部純資産直入法により処理しております。

在外子会社の資産及び負債は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計算しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

為替予約について振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約

ヘッジ対象：外貨建金銭債務

③ヘッジ方針

一部の連結子会社は内規に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

振当処理を採用している為替予約については、有効性の評価を省略しております。

(8) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(9) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

②繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

③連結納税制度の適用

当中間連結会計期間から連結納税制度を適用しております。

④連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 令和2年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準等)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、中間連結財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(令和2年3月6日内閣府令第9号)附則第6条第2項により、経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載していません。

(収益認識に関する会計基準等)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、一部の取引について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしています。また、ETCマイレージサービス及びカードポイントサービスに関するポイント制度について、従来は、将来にポイントとの交換に要すると見込まれる費用を引当金として計上する方法によっておりましたが、当該ポイントを履行義務として識別し、収益の計上を繰り延べる方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。また、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、当中間連結会計期間に係る比較情報について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当中間連結会計期間の中間連結貸借対照表は、「流動資産」の「その他」が16,646百万円、「流動負債」の「その他」が9,779百万円増加し、「未収入金」が16,646百万円、「ETCマイレージサービス引当金」が8,732百万円、「その他の引当金」が559百万円減少しております。

当中間連結会計期間の中間連結損益計算書は、営業収益が19,084百万円、営業費用が18,858百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ225百万円減少しております。

当中間連結会計期間の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、中間連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は242百万円減少しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、「収益認識関係」注記のうち、当中間連結会計期間に係る比較情報については記載していません。

(表示方法の変更)

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「還付加算金」は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、当中間連結会計期間より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結損益計算書において、「営業外収益」の「還付加算金」に表示していた337百万円、「その他」に表示していた356百万円は、「その他」693百万円として組み替えております。

(追加情報)

当中間連結会計期間末までの新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し、前連結会計年度の有価証券報告書（重要な会計上の見積り）に記載しました新型コロナウイルス感染症の影響に伴う会計上の見積りの仮定について大幅な変更はありません。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和3年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	209,519百万円	218,407百万円

※2 担保資産及び担保付債務

前連結会計年度(令和3年3月31日)

高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債620,000百万円(額面)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債873,984百万円(額面)の担保に供しております。

当中間連結会計期間(令和3年9月30日)

高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債760,000百万円(額面)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債728,875百万円(額面)の担保に供しております。

3 偶発債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおりとなっております。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法(平成16年法律第102号)第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)		当中間連結会計期間 (令和3年9月30日)
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	431,000百万円	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	431,000百万円
中日本高速道路(株)	6百万円	中日本高速道路(株)	5百万円
西日本高速道路(株)	7百万円	西日本高速道路(株)	2百万円
合計	431,013百万円	合計	431,008百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

民営化以降、当社が発行した社債及び調達した借入金(財政融資資金借入金を除く)については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)		当中間連結会計期間 (令和3年9月30日)
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	1,039,706百万円	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	878,921百万円

なお、上記引渡しにより、当中間連結会計期間で道路建設関係社債が90,000百万円(額面)、道路建設関係長期借入金が30,000百万円それぞれ減少しております。

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費の主要項目は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
利用促進費	11,690百万円	5,154百万円
退職給付費用	916百万円	723百万円
引当金繰入額	10,545百万円	1,190百万円
給与手当	5,162百万円	5,086百万円

※2 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
車両運搬具	8百万円	29百万円
その他	3百万円	1百万円
合計	11百万円	30百万円

※3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
建物	39百万円	189百万円
その他	33百万円	23百万円
撤去費用	22百万円	129百万円
合計	95百万円	342百万円

※4 減損損失

前中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

当社グループは、主に事業上の区分を考慮して資産グループを決定しております。

下記の資産については、廃止または売却の意思決定を行ったことを踏まえ、帳簿価額を減額し、当該減少額を減損損失(95百万円)として計上しております。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
室蘭市	社宅	建物	95

当中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

該当事項はありません。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末 株式数(千株)
普通株式	105,000	—	—	105,000

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末 株式数(千株)
普通株式	105,000	—	—	105,000

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
現金及び預金勘定	97,724百万円	83,001百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△10百万円	△10百万円
預入日から3か月以内に満期の到来 する譲渡性預金及びコマーシャル・ ペーパー(有価証券)	59,996百万円	125,496百万円
現金及び現金同等物	157,710百万円	208,488百万円

※2 前中間連結会計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

財務活動によるキャッシュ・フローのうち、短期借入金の返済による支出△1,124百万円、長期借入金の返済による支出△15,328百万円及び道路建設関係社債償還による支出△30,000百万円は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受けの額△46,453百万円であります。

以上の債務引受けの主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フローのうち、棚卸資産の増減額△116,430百万円には、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項から第4項までの規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属した棚卸資産の額46,860百万円が含まれております。

当中間連結会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

財務活動によるキャッシュ・フローのうち、短期借入金の返済による支出△313百万円、長期借入金の返済による支出△30,112百万円及び道路建設関係社債償還による支出△90,000百万円は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受けの額△120,425百万円であります。

以上の債務引受けの主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フローのうち、棚卸資産の増減額△83,960百万円には、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項から第4項までの規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属した棚卸資産の額80,009百万円が含まれております。

(リース取引関係)

1 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(1) 道路資産の未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和3年9月30日)
1年内	481,625	499,221
1年超	18,822,603	18,495,548
合計	19,304,229	18,994,769

(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされております。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入－加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額－実績料金収入)が減算されることとなっております。

(2) 道路資産以外の未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和3年9月30日)
1年内	1,352	1,357
1年超	1,269	958
合計	2,622	2,315

(金融商品関係)

1 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次の表には含めておりません((注2)を参照ください。)

前連結会計年度(令和3年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	90	91	1
②その他有価証券	260	260	—
資産計	350	352	1
(1) 道路建設関係社債	620,000	618,375	△1,625
(2) 道路建設関係長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	111,079	110,142	△936
(3) 長期借入金	50,000	49,932	△67
負債計	781,079	778,450	△2,628

(注) 1. 現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものについては、記載を省略しております。

(注) 2. 以下の金融商品は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(1)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度(百万円)
非上場株式	34,006

当中間連結会計期間(令和3年9月30日)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	90	91	1
②その他有価証券	258	258	—
資産計	348	350	1
(1) 道路建設関係社債	760,000	760,147	147
(2) 道路建設関係長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	141,756	141,344	△412
(3) 長期借入金	50,000	50,048	48
負債計	951,756	951,539	△217

(注) 1. 現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものについては、記載を省略しております。

(注) 2. 市場価格のない株式等は、「(1)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の中間連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当中間連結会計期間(百万円)
非上場株式	34,555

2 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

当中間連結会計期間(令和3年9月30日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	45	—	—	45
社債	—	102	—	102
外国債券	—	110	—	110
資産計	45	213	—	258

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間連結会計期間(令和3年9月30日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	91	—	—	91
資産計	91	—	—	91
道路建設関係社債	—	760,147	—	760,147
道路建設関係長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	—	141,344	—	141,344
長期借入金	—	50,048	—	50,048
負債計	—	951,539	—	951,539

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式、国債、社債及び外国債券は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で社債及び外国債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

道路建設関係社債

社債の時価は市場価格によっております。市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

道路建設関係長期借入金、長期借入金

固定金利による長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割引計算する方法によっております。また、変動金利による長期借入金は、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度(令和3年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を 超えるもの			
国債・地方債等	90	91	1
社債	—	—	—
その他	—	—	—
小計	90	91	1
時価が連結貸借対照表計上額を 超えないもの			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	44,997	44,997	△0
小計	44,997	44,997	△0
合計	45,088	45,089	1

当中間連結会計期間(令和3年9月30日)

区分	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えるもの			
国債・地方債等	90	91	1
社債	—	—	—
その他	—	—	—
小計	90	91	1
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えないもの			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	125,496	125,496	△0
小計	125,496	125,496	△0
合計	125,586	125,587	1

2 その他有価証券

前連結会計年度(令和3年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	42	30	12
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	102	99	3
その他	111	100	10
その他	—	—	—
小計	257	231	26
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	3	3	△0
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	3	3	△0
合計	260	234	25

当中間連結会計期間(令和3年9月30日)

区分	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	42	30	11
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	102	99	2
その他	110	100	10
その他	—	—	—
小計	255	231	24
中間連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	3	3	△0
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	3	3	△0
合計	258	234	23

3 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	28	0	—
債券	—	—	—
その他	—	—	—
合計	28	0	—

当中間連結会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

該当事項はありません。

4 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、その他有価証券の株式について357百万円の減損処理を行っております。

当中間連結会計期間において、該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

前連結会計年度(令和3年3月31日)

通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約金額等 (百万円)	契約金額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
為替予約等の 振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	外貨建予定 取引	930	84	36
合計			930	84	36

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

当中間連結会計期間(令和3年9月30日)

通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約金額等 (百万円)	契約金額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
為替予約等の 振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	外貨建予定 取引	261	—	14
合計			261	—	14

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(賃貸等不動産関係)

当社及び一部の連結子会社では、賃貸収入を得ることを目的として、東京都その他の地域において、賃貸用商業施設(土地を含む)等を有しております。なお、これらの一部については、サービスの提供及び経営管理として当社及び一部の連結子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としているものであります。

前連結会計年度(令和3年3月31日)

賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額(百万円)			当連結会計年度末の時価 (百万円)
	期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
賃貸等不動産	3,941	141	4,082	4,082
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	89,434	△596	88,838	87,168

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注) 2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む)であります。

当中間連結会計期間(令和3年9月30日)

賃貸等不動産の中間連結貸借対照表計上額及び中間連結決算日における時価に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められないため、賃貸等不動産の中間連結貸借対照表計上額及び当中間連結会計期間における主な変動並びに中間連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は、省略しております。

(収益認識関係)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間連結会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	高速道路	受託	道路休憩所	計		
料金収入	370,115	—	—	370,115	—	370,115
道路資産完成高	80,009	—	—	80,009	—	80,009
その他	1,110	10,525	11,331	22,967	596	23,563
顧客との契約から生じる収益	451,061	10,525	11,255	472,843	113	472,956
その他の収益(*)	173	—	75	248	482	731
外部顧客への営業収益	451,235	10,525	11,331	473,092	596	473,688

(*) 「その他の収益」は収益認識会計基準の適用対象外の収益であり、不動産賃貸収入及びリース収入等を含んでおります。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項(連結財務諸表作成のための基礎となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載しております。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間連結会計期間末において存在する顧客との契約から当中間連結会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められないため、記載を省略しています。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会等が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは「高速道路」、「受託」及び「道路休憩所」を報告セグメントとしております。なお、報告セグメントに含まれない事業は「その他」の区分に集約しております。

各報告セグメント及び「その他」の区分の主な事業内容は以下のとおりであります。

事業区分	主要内容
高速道路	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
受託	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等、その他委託に基づく事業等
道路休憩所	高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等
その他	駐車場事業、トラックターミナル事業等

2 報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は一般の取引条件と同様に決定しております。

3 報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

	報告セグメント				その他 (百万円) (注)1	合計 (百万円)	調整額 (百万円) (注)2	中間連結財務 諸表計上額 (百万円) (注)3
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)				
営業収益								
外部顧客への営業収益	393,017	29,525	10,781	433,324	1,214	434,538	—	434,538
セグメント間の内部 営業収益又は振替高	1,951	—	338	2,289	426	2,715	△2,715	—
計	394,968	29,525	11,119	435,613	1,640	437,254	△2,715	434,538
セグメント利益又は損失(△)	29,022	△78	△3,161	25,782	47	25,829	18	25,848
セグメント資産	1,049,186	23,461	126,767	1,199,416	8,897	1,208,313	224,668	1,432,982
その他の項目								
減価償却費	11,621	—	1,698	13,319	115	13,435	1,649	15,084
持分法適用会社への投資額	30,615	—	—	30,615	1,782	32,397	—	32,397
有形固定資産及び無形固定資産の 増加額	10,340	—	679	11,020	308	11,329	1,968	13,297

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、駐車場事業及びトラックターミナル事業等を含んでおります。

2. (1)セグメント利益又は損失の調整額18百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2)セグメント資産の調整額224,668百万円には、各報告セグメントに配分していない全社資産248,795百万円及びセグメント間消去△24,126百万円が含まれております。

(3)減価償却費の調整額1,649百万円は、全社資産の減価償却費であります。

(4)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額1,968百万円は、全社資産の増加額であります。

3. セグメント利益又は損失は中間連結損益計算書の営業利益と、セグメント資産は中間連結貸借対照表の資産合計とそれぞれ調整を行っております。

当中間連結会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

	報告セグメント				その他 (百万円) (注)1	合計 (百万円)	調整額 (百万円) (注)2	中間連結財務 諸表計上額 (百万円) (注)3
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)				
営業収益								
外部顧客への営業収益	451,235	10,525	11,331	473,092	596	473,688	—	473,688
セグメント間の内部 営業収益又は振替高	1,994	—	345	2,340	1,450	3,790	△3,790	—
計	453,230	10,525	11,676	475,432	2,046	477,478	△3,790	473,688
セグメント利益又は損失(△)	30,874	△45	△1,423	29,405	336	29,741	22	29,764
セグメント資産	1,019,105	30,309	124,426	1,173,841	8,635	1,182,476	278,561	1,461,037
その他の項目								
減価償却費	13,096	—	1,826	14,923	121	15,044	1,988	17,033
持分法適用会社への投資額	32,124	—	—	32,124	1,878	34,003	—	34,003
有形固定資産及び無形固定資産の 増加額	14,076	—	977	15,054	103	15,157	4,541	19,699

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、駐車場事業及びトラックターミナル事業等を含んでおります。

2. (1)セグメント利益又は損失の調整額22百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2)セグメント資産の調整額278,561百万円には、各報告セグメントに配分していない全社資産305,318百万円及びセグメント間消去△26,757百万円が含まれております。

(3)減価償却費の調整額1,988百万円は、全社資産の減価償却費であります。

(4)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額4,541百万円は、全社資産の増加額であります。

3. セグメント利益又は損失は中間連結損益計算書の営業利益と、セグメント資産は中間連結貸借対照表の資産合計とそれぞれ調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益(百万円)	関連するセグメント名
独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構	46,862	高速道路

当中間連結会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益(百万円)	関連するセグメント名
独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構	80,011	高速道路

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

	報告セグメント				その他 (百万円)	全社・消去 (百万円) (注)	合計 (百万円)
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)			
減損損失	—	—	—	—	—	95	95

(注) 主に報告セグメントに帰属しない社宅であります。

当中間連結会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

	報告セグメント				その他 (百万円)	全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)			
(のれん)							
当中間期償却額	—	—	—	—	—	—	—
当中間期末残高	—	—	—	—	—	—	—
(負ののれん)							
当中間期償却額	129	—	29	159	—	—	159
当中間期末残高	1,777	—	497	2,274	—	—	2,274

当中間連結会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

	報告セグメント				その他 (百万円)	全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)			
(のれん)							
当中間期償却額	—	—	—	—	—	—	—
当中間期末残高	—	—	—	—	—	—	—
(負ののれん)							
当中間期償却額	129	—	29	159	—	—	159
当中間期末残高	1,517	—	438	1,956	—	—	1,956

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに 1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和3年9月30日)
(1) 1 株当たり純資産額	2,231.58円	2,465.71円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(百万円)	234,316	258,900
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	—	—
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(百万円)	234,316	258,900
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数(千株)	105,000	105,000

項目	前中間連結会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
(2) 1 株当たり中間純利益金額	172.92円	227.12円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益金額(百万円)	18,156	23,848
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益金額(百万円)	18,156	23,848
普通株式の期中平均株式数(千株)	105,000	105,000

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当中間会計期間 (令和3年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	102,791	77,205
高速道路事業営業未収入金	128,853	89,056
未収入金	16,383	1,574
リース投資資産	174	131
有価証券	44,997	125,496
仕掛道路資産	624,488	704,217
原材料	557	315
貯蔵品	938	881
その他	※3 82,737	※3 106,031
貸倒引当金	△5	△8
流動資産合計	1,001,915	1,104,901
固定資産		
高速道路事業固定資産		
有形固定資産	127,811	128,182
無形固定資産	10,610	10,550
高速道路事業固定資産合計	138,422	138,732
関連事業固定資産		
有形固定資産		
土地	72,164	72,165
その他（純額）	32,008	31,077
有形固定資産合計	104,173	103,242
無形固定資産	41	42
関連事業固定資産合計	104,214	103,284
各事業共用固定資産		
有形固定資産	23,126	24,280
無形固定資産	9,693	11,080
各事業共用固定資産合計	32,819	35,360
その他の固定資産		
有形固定資産	105	105
その他の固定資産合計	105	105
投資その他の資産		
投資その他の資産	22,921	22,498
貸倒引当金	△55	△59
投資その他の資産合計	22,866	22,439
固定資産合計	298,428	299,922
繰延資産	1,464	1,773
資産合計	※1 1,301,808	※1 1,406,598

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当中間会計期間 (令和3年9月30日)
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	180,248	81,073
1年以内返済予定長期借入金	112	939
リース債務	373	506
未払金	31,548	※4 23,953
未払法人税等	676	7,827
賞与引当金	2,917	2,971
その他	42,638	57,908
流動負債合計	258,515	175,180
固定負債		
道路建設関係社債	※1 620,000	※1 760,000
道路建設関係長期借入金	110,967	140,816
その他の長期借入金	50,000	50,000
リース債務	342	706
退職給付引当金	47,937	48,086
その他の引当金	8,954	31
資産除去債務	125	126
その他	8,751	8,800
固定負債合計	847,079	1,008,568
負債合計	1,105,594	1,183,748
純資産の部		
株主資本		
資本金	52,500	52,500
資本剰余金		
資本準備金	52,500	52,500
その他資本剰余金	6,293	6,293
資本剰余金合計	58,793	58,793
利益剰余金		
その他利益剰余金		
跨道橋耐震対策積立金	13,483	12,939
安全対策・サービス高度化積立金	25,895	25,466
別途積立金	26,293	24,647
繰越利益剰余金	19,253	48,505
利益剰余金合計	84,925	111,559
株主資本合計	196,219	222,852
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△5	△2
評価・換算差額等合計	△5	△2
純資産合計	196,213	222,850
負債・純資産合計	1,301,808	1,406,598

② 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
高速道路事業営業損益		
営業収益	392,060	450,407
営業費用	362,527	418,265
高速道路事業営業利益	29,533	32,142
関連事業営業損益		
営業収益		
受託業務収入	29,525	10,525
休憩所等事業収入	3,234	3,365
その他の事業収入	543	515
営業収益合計	33,303	14,406
営業費用		
受託業務費用	29,603	10,571
休憩所等事業費	4,444	4,179
その他の事業費用	738	469
営業費用合計	34,786	15,220
関連事業営業損失(△)	△1,483	△813
全事業営業利益	28,050	31,328
営業外収益	※1 3,557	※1 3,314
営業外費用	※2 41	※2 65
経常利益	31,565	34,577
特別利益	※3 0	※3 2
特別損失	※4 1,156	※4 254
税引前中間純利益	30,409	34,325
法人税、住民税及び事業税	8,630	7,450
法人税等調整額	△0	—
法人税等合計	8,629	7,450
中間純利益	21,780	26,875

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	52,500	52,500	6,293	58,793
当中間期変動額				
跨道橋耐震対策積立金の取崩				
安全対策・サービス高度化積立金の取崩				
別途積立金の積立				
中間純利益				
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)				
当中間期変動額合計	—	—	—	—
当中間期末残高	52,500	52,500	6,293	58,793

	株主資本					株主資本合計	評価・換算差額等		純資産合計	
	利益剰余金						利益剰余金合計	その他 有価証券 評価差額金		評価・換算 差額等合計
	その他利益剰余金				利益剰余金合計					
	跨道橋耐震対策積立金	安全対策・サービス高度化積立金	別途積立金	繰越利益剰余金						
当期首残高	13,700	26,065	20,692	30,132	90,590	201,884	△66	△66	201,817	
当中間期変動額										
跨道橋耐震対策積立金の取崩	△216			216						
安全対策・サービス高度化積立金の取崩		△170		170						
別途積立金の積立			5,600	△5,600						
中間純利益				21,780	21,780	21,780			21,780	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)							47	47	47	
当中間期変動額合計	△216	△170	5,600	16,566	21,780	21,780	47	47	21,827	
当中間期末残高	13,483	25,895	26,293	46,698	112,370	223,664	△19	△19	223,645	

当中間会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	52,500	52,500	6,293	58,793
会計方針の変更による累積的影響額				
会計方針の変更を反映した当期首残高	52,500	52,500	6,293	58,793
当中間期変動額				
跨道橋耐震対策積立金の取崩				
安全対策・サービス高度化積立金の取崩				
別途積立金の取崩				
中間純利益				
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)				
当中間期変動額合計	—	—	—	—
当中間期末残高	52,500	52,500	6,293	58,793

	株主資本					株主資本合計	評価・換算差額等		純資産合計	
	利益剰余金						利益剰余金合計	その他有価証券評価差額金		評価・換算差額等合計
	その他利益剰余金				利益剰余金合計					
	跨道橋耐震対策積立金	安全対策・サービス高度化積立金	別途積立金	繰越利益剰余金						
当期首残高	13,483	25,895	26,293	19,253	84,925	196,219	△5	△5	196,213	
会計方針の変更による累積的影響額				△242	△242	△242			△242	
会計方針の変更を反映した当期首残高	13,483	25,895	26,293	19,011	84,683	195,976	△5	△5	195,970	
当中間期変動額										
跨道橋耐震対策積立金の取崩	△543			543						
安全対策・サービス高度化積立金の取崩		△428		428						
別途積立金の取崩			△1,645	1,645						
中間純利益				26,875	26,875	26,875			26,875	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)							3	3	3	
当中間期変動額合計	△543	△428	△1,645	29,494	26,875	26,875	3	3	26,879	
当中間期末残高	12,939	25,466	24,647	48,505	111,559	222,852	△2	△2	222,850	

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

②満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)によっております。

③その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産

①仕掛道路資産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

②原材料・貯蔵品

最終仕入原価法等による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7～50年
構築物	10～60年
機械及び装置	5～17年

なお、当社が日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の上事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は次のとおりであります。

(1) 高速道路事業

高速道路事業においては、高速道路の新設、改築、修繕、災害復旧及びその他の管理等を行っております。

料金収入は、顧客が当社の管理する道路を通行した時点で収益を認識しております。なお、ETCマイレージサービス制度に係る将来の無料走行に使用できるポイント等を付与した場合、当該ポイント等にて追加のサービスを顧客に提供したものとして、将来、当該サービスが顧客に移転した時に履行義務が充足するものとして収益を認識しております。道路資産完成高は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した時点で収益を認識しております。

(2) 受託事業

受託事業においては、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他委託に基づく事業を行っております。主として、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。ただし、契約における取引開始日から履行義務の全部を充足すると見込まれる時点までの期間が短い等、重要性が乏しい場合は、引渡し時点において履行義務が充足されたものとして収益を認識しております。

(3) 道路休憩所事業

道路休憩所事業においては、高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等を行っております。道路休憩所事業収入は、主に高速道路のサービスエリア等における商業施設及び敷地を賃貸しており、通常の賃貸借取引に係る方法により収益を認識しております。

5 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。また、外貨建有価証券（その他有価証券）は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は全部純資産直入法により処理しております。

6 その他中間財務諸表作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

(4) 連結納税制度の適用

当中間会計期間から連結納税制度を適用しております。

(5) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 令和2年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準等)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、中間財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(令和2年3月6日内閣府令第9号)附則第6条第2項により、経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載していません。

(収益認識に関する会計基準等)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、一部の取引について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしています。また、ETCマイレージサービス及びカードポイントサービスに関するポイント制度について、従来は、将来にポイントとの交換に要すると見込まれる費用を引当金として計上する方法によっておりましたが、当該ポイントを履行義務として識別し、収益の計上を繰り延べる方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。また、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、当中間会計期間に係る比較情報について新たな表示方法により組替えを行っていません。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当中間会計期間の中間貸借対照表は、「流動資産」の「その他」が16,646百万円、「流動負債」の「その他」が9,779百万円増加し、「未収入金」が16,646百万円、「その他の引当金」が9,291百万円減少しております。

当中間会計期間の中間損益計算書は、「高速道路事業営業損益」の「営業収益」が17,869百万円、「高速道路事業営業損益」の「営業費用」が17,625百万円、「関連事業営業損益」の「営業収益」が322百万円、「関連事業営業損益」の「営業費用」が321百万円減少し、全事業営業利益、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ244百万円減少しております。

当中間会計期間の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、中間株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は242百万円減少しております。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、「収益認識関係」注記のうち、当中間会計期間に係る比較情報については記載していません。

(追加情報)

当中間会計期間末までの新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し、前事業年度の有価証券報告書(重要な会計上の見積り)に記載しました新型コロナウイルス感染症の影響に伴う会計上の見積りの仮定について大幅な変更はありません。

(中間貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

前事業年度 (令和3年3月31日)

高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債620,000百万円(額面)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債873,984百万円(額面)の担保に供しております。

当中間会計期間 (令和3年9月30日)

高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債760,000百万円(額面)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債728,875百万円(額面)の担保に供しております。

2 偶発債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおりとなっております。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。

前事業年度 (令和3年3月31日)		当中間会計期間 (令和3年9月30日)	
(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構	431,000百万円	(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構	431,000百万円
中日本高速道路(株)	6百万円	中日本高速道路(株)	5百万円
西日本高速道路(株)	7百万円	西日本高速道路(株)	2百万円
合計	431,013百万円	合計	431,008百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

民営化以降、当社が発行した社債及び調達した借入金(財政融資資金借入金を除く)については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

前事業年度 (令和3年3月31日)		当中間会計期間 (令和3年9月30日)	
(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構	1,039,706百万円	(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構	878,921百万円

なお、上記引渡しにより、当中間会計期間で道路建設関係社債が90,000百万円(額面)、道路建設関係長期借入金が30,000百万円それぞれ減少しております。

※3 貸出コミットメント契約

当社は子会社との間でCMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）契約を締結し、CMSによる貸付限度額を設定しております。これら契約に係る貸出未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当中間会計期間 (令和3年9月30日)
貸出コミットメントの総額	22,330百万円	21,550百万円
貸出実行残高	7,866百万円	7,709百万円
差引額	14,463百万円	13,840百万円

※4 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払金」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 営業外収益の主要項目は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
受取利息	6百万円	17百万円
受取配当金	2,796百万円	2,820百万円

※2 営業外費用の主要項目は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
支払利息	0百万円	0百万円
損害賠償金	6百万円	21百万円
控除対象外消費税	33百万円	42百万円

※3 特別利益の主要項目は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
固定資産売却益	0百万円	2百万円

※4 特別損失の主要項目は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
固定資産除却費	43百万円	254百万円

5 減価償却実施額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
有形固定資産	10,826百万円	12,113百万円
無形固定資産	2,226百万円	2,667百万円

(有価証券関係)

前事業年度(令和3年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	令和3年3月31日
子会社株式	3,398
関連会社株式	12,593
計	15,991

当中間会計期間(令和3年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	令和3年9月30日
子会社株式	3,398
関連会社株式	12,593
計	15,991

(収益認識関係)

「顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」については、中間連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から当半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | |
|----------------------------|---------------------|------------|
| (1) 有価証券報告書 | (事業年度 自 令和2年4月1日 | 令和3年6月25日 |
| 及びその添付書類 | (第16期) 至 令和3年3月31日) | 関東財務局長に提出 |
| (2) 発行登録追補書類(普通社債)及びその添付書類 | | 令和3年4月16日 |
| | | 令和3年7月9日 |
| | | 令和3年11月19日 |
| | | 関東財務局長に提出 |
| (3) 訂正発行登録書(普通社債) | | 令和3年8月26日 |
| | | 関東財務局長に提出 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2 【保証会社以外の会社の情報】

1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

当社が発行した下表に記載する社債(いずれも、一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)(以下、これらを総称して「当社債」といいます。)には保証は付されておられません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)(以下「機構法」といいます。)第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路(注1)に係る道路資産(注2)が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)(以下「特措法」といいます。)第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時(注3)において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされております。当社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が当社債に係る債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により併存的に債務引受けされることとなるため、機構に係る情報の開示を行うものであります。

なお、第42回、第44回、第46回、第48回、第50回、第52回ないし第56回、第59回、第62回、第65回、第71回、第74回及び第82回社債並びに第1回、第2回及び第5回地域連携型社債並びに第1回銀行等引受型社債並びに第4回米ドル建て社債は、機構により併存的に債務引受けされております。

また、債務引受けの詳細については「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 2 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 (1)財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況等の状況に重要な影響を与える要因について ②機構による債務引受け等について」を併せてご参照ください。

- (注) 1. 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
2. 道路(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路をいいます。)を構成する敷地又は支壁その他の物件(料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとします。)をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は、特措法第51条第2項に定める機構に帰属する日前においても、当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社が行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

<対象となる社債>

(半期報告書提出日現在)

銘柄	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
東日本高速道路株式会社第1回地域連携型社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付及び分割制限付少人数私募)(注1)	平成29年3月29日	10,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第42回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)(注2)	平成29年4月28日	50,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第2回地域連携型社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付及び分割制限付少人数私募)(注2)	平成29年5月11日	10,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第44回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)(注3)	平成29年7月28日	40,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第4回米ドル建て社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)(注3)	平成29年8月30日	6,686 (0.61億米ドル)	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第46回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)(注4)	平成29年11月30日	40,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第48回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)(注4)	平成30年1月31日	30,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第50回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)(注4)	平成30年4月27日	25,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第52回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)(注4)	平成30年6月19日	25,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第5回地域連携型社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付及び分割制限付少人数私募)(注5)	平成30年10月30日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第1回銀行等引受型社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付及び分割制限付少人数私募)(注6)	平成30年11月15日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第53回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)(注6)	平成30年11月30日	50,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第54回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)(注6)	平成31年1月31日	50,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第55回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)(注6)	平成31年3月29日	30,000	非上場・非登録

銘 柄	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
東日本高速道路株式会社第56回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)(注6)	平成31年4月26日	40,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第57回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成31年4月26日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第58回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成31年4月26日	30,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第59回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)(注6)	令和元年7月31日	40,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第60回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	令和元年7月31日	30,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第61回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	令和元年7月31日	40,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第62回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)(注6)	令和元年11月29日	30,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第63回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	令和元年11月29日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第64回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	令和元年11月29日	40,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第65回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)(注6)	令和2年1月31日	30,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第66回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	令和2年1月31日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第67回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	令和2年1月31日	60,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第68回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存の債務引受条項付)	令和2年4月24日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第69回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存の債務引受条項付)	令和2年4月24日	70,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第71回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存の債務引受条項付)(注7)	令和2年7月17日	50,000	非上場・非登録

銘柄	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
東日本高速道路株式会社第72回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和2年7月17日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第73回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和2年7月17日	50,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第74回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)(注8)	令和2年11月30日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第75回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和2年11月30日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第76回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和2年11月30日	50,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第77回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和3年1月29日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第78回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和3年1月29日	40,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第79回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和3年4月23日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第80回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和3年4月23日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第81回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和3年4月23日	50,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第82回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)(注8)	令和3年7月15日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第83回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和3年7月15日	30,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第84回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和3年7月15日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第85回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和3年7月15日	70,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第6回地域連携型社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付及び分割制限付少数人数私募)	令和3年11月8日	10,000	非上場・非登録

銘柄	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
東日本高速道路株式会社第86回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和3年11月30日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第87回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和3年11月30日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第88回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和3年11月30日	30,000	非上場・非登録

(注) 1. 令和元年6月28日付けで、機構により併存的に債務引受けされております。

2. 令和元年9月30日付けで、機構により併存的に債務引受けされております。

3. 令和元年12月27日付けで、機構により併存的に債務引受けされております。

4. 令和2年3月31日付けで、機構により併存的に債務引受けされております。

5. 令和2年9月30日付けで、機構により併存的に債務引受けされております。

6. 令和3年3月31日付けで、機構により併存的に債務引受けされております。

7. 令和3年6月30日付けで、機構により併存的に債務引受けされております。

8. 令和3年9月30日付けで、機構により併存的に債務引受けされております。

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱(以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。)に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

当半期報告書提出日現在の機構の概要は下記のとおりであります。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地
神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号
子会社及び関連会社はありません(令和3年9月30日現在)。
- ④ 役員
機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くとされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。
また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、役員の任期は以下のとおりです。
理事長・・・令和4年3月31日まで(中期目標の期間の末日まで)
理事・・・令和5年9月30日まで(2年)
監事・・・令和3年度の財務諸表承認日まで(中期目標の期間の最後の事業年度についての財務諸表承認日まで)
- ⑤ 資本金及び資本構成

令和3年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国及び関係地方公共団体が出資しております。

I 資本金	5,650,555百万円
政府出資金	4,119,652百万円
地方公共団体出資金	1,530,902百万円
II 資本剰余金	840,362百万円
資本剰余金	1,057百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932百万円
その他行政コスト累計額	△11,628百万円
減価償却相当累計額(△)	△9,493百万円
減損損失相当累計額(△)	△2,061百万円
除売却差額相当累計額(△)	△73百万円
III 利益剰余金	7,411,677百万円
純資産合計	13,902,595百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(以下「通則法」といいます。)、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります(通則法第38条)。また、その監査については、機構の監事(通則法第19条

第4項)及び会計監査人(通則法第39条)により実施されるもののほか、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されま

す。

⑥ 事業の内容

(a) 目的

高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること

(b) 業務の範囲

- (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
- (ii) 承継債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)
- (iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)
- (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
- (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (vi) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路のうち当該高速道路と道路(高速道路を除きます。)とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (vii) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (viii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
- (ix) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、特措法及び災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
- (x) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和56年法律第72号)に規定する業務
- (xi) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
- (xii) (xi)の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務

(c) 事業に係る関係法令

機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。

- (i) 機構法
- (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令(平成17年政令第202号)
- (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令(平成17年国土交通省令第64号)
- (iv) 通則法
- (v) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)
- (vi) 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより令和47年9月30日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められておりましたが、平成27年7月に国土交通省が、機構及び高速道路会社が自ら行った業務点検や「高速道路機構・会社の業務点検検討会」における意見をもとに「高速道路機構・会社の業務点検結果」をとりまとめております。

第3 【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

令和3年12月14日

東日本高速道路株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梅 村 一 彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅 田 裕 之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 友 康

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東日本高速道路株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(令和3年4月1日から令和3年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、東日本高速道路株式会社及び連結子会社の令和3年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(令和3年4月1日から令和3年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

令和3年12月14日

東日本高速道路株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梅 村 一 彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅 田 裕 之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 友 康

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東日本高速道路株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第17期事業年度の中間会計期間(令和3年4月1日から令和3年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東日本高速道路株式会社の令和3年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(令和3年4月1日から令和3年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。